第19回定時株主総会資料

(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

連結計算書類の「連結注記表」 計算書類の「個別注記表」

JNSホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款12条の規定に基づき、 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載し ておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - 連結子会社の数
 - ・連結子会社の名称 ネオス株式会社

JENESIS株式会社

6 社

スタジオプラスコ株式会社

NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD

創世訊聯科技(深圳)有限公司 創紀精工(東莞)有限公司

なお、2022年12月5日に創紀精密科技(深圳)有限公司は創紀精工(東莞)有限公司に社 名変更いたしました。

- ② 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
- ③ 非連結子会社の状況
 - ・非連結子会社の名称 スマはっちゅう株式会社
 - ・連結の範囲から除いた理由 当連結会計年度において新たに設立しましたが、小規

模会社であり、合計の純資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う 額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼ さないため、連結の範囲から除外しております。

- ④ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法を適用した関連会社の数 1社
 - ・持分法を適用した関連会社の名称 合同会社HR CROSS
 - ② 持分法の適用の範囲の変更
 - 該当事項はありません。
 - ③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況 該当事項はありません。
 - ④ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD、創世訊聯科技(深圳)有限公司 及び創紀精工(東莞)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっ ては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結 上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致してお ります。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 以外のもの
- 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) を採用しておりま
- 市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法を採用しております。
- ロ. デリバティブ
 - ・デリバティブ

ハ. 棚卸資産

• 商品及び製品

時価法を採用しております。

- 商品は主として移動平均法による原価法(貸借対照表 価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)、 製品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益
 - ります。

原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切り下げの方法) を採用しておりま す。

性の低下に基づく簿価切り下げの方法) を採用してお

· 仕掛品

当社及び国内連結子会社は個別法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方 法)、在外連結子会社は総平均法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方 法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く) 主として定率法を採用しております。

ただし、建物 (附属設備を除く) 及び車両運搬具並び に2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築 物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~18年

車両運搬具 2年~5年

器具備品 3年~15年

口. 無形固定資産

(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) による定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間 (3年以内) における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上す

る方法によっております。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定

額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基

づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金 当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる 受注契約について将来の損失見込額を計上しておりま

す。

ニ. 製品保証引当金 製品販売後に発生する可能性がある製品保証費用等に

備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ライフデザイン事業、ビジネスイノベーション事業、コネクテッドソリューション事業の3つの事業を主要な事業としておりますが、事業の形態に関わらず、約束した財又はサービスの支配が顧客に一時点で移転される場合は、履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

また、ライフデザイン事業及びビジネスイノベーション事業おける受注ソフトウェアに関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債務及び外貨建予定取引 ハ.ヘッジ方針 為替変動に起因するリスクを回避することを目的とし

て為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ対象

の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、

債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断す

ることによって有効性の評価を行っております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については5年の定額法によっております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年 法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への 移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度から グループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延 税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受注制作ソフトウェアに関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手 形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形及び売掛金」及び「契約資産」に含めて 表示し、流動負債に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて 表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「製品」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「商品及び製品」として表示しております。なお、前連結会計年度の「製品」は17,436千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました営業外費用の「持分法による 投資損失」(当連結会計年度は1,295千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会 計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

- (一定期間にわたり履行義務が充足される受注制作のソフトウェア開発等に係る収益の認識)
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 売上高(期末時点において進行中の金額) 286,831千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 算出方法

受注制作ソフトウェアの請負契約のうち当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト(工期がごく短期間のものを除く)に対しては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、プロジェクトの総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

(2)主要な仮定

ソフトウェアの受託開発は契約ごとの個別性が強く、仕様や作業内容が顧客の指図に 基づいて行われることから、開発原価総額の見積りに当たっては画一的な判断尺度を得ることが困難であります。このため開発原価総額の見積りは、開発に関する専門的な知識と経験を有するプロジェクト責任者による一定の仮定と判断を伴うものであります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

開発原価総額の見積りは、プロジェクトは長期にわたることがあり、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等による労務費や外注費の変動が生じる場合があり、その場合には、開発原価総額の見積りが変動することに伴い、開発進捗率が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(非上場株式の評価)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 投資有価証券(非上場株式)426.845千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 算出方法

非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としており、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しております。

また、超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非 上場株式については、取得時点で見込んだ超過収益力が見込めなくなった場合に減損処 理を実施する方針です。

(2)主要な仮定

超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非上場株式の評価における主要な仮定は、超過収益力の算定基礎となった投資先の事業計画に含まれる売上高及び利益金額であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の業績が事業計画を下回る状態が継続する等超過収益力が見込めない状況となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループが保有する非上場株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当年度連結計算書類上に計上した金額 繰延税金資産 182,156千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1)算出方法

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確 実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断にお いては、将来の課税所得見込額を考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する と考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

(2)主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画の主要な仮定は、売上高の成長率及び営業利益率であります。当該主要な仮定は、過去の実績や外部環境を踏まえた将来の見通し等を考慮して決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積に影響を与える要因が発生した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税 金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

369,673千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

発	行 済	株式	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通材	朱式	12, 140, 400株	199, 100株	一株	12, 339, 500株
合		計	12, 140, 400株	199, 100株	一株	12, 339, 500株

- (注) 当連結会計年度中の普通株式の増加は新株予約権の権利行使による増加199,100株による ものであります。
 - (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

2022年4月21日開催の当社取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 119,302千円

・1株当たり配当額 10.0円

・基準日 2022年2月28日・効力発生日 2022年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年4月21日開催の当社取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額 58,396千円・配当の原資 利益剰余金・1株当たり配当額 5.0円

・基準日・効力発生日2023年2月28日・効力発生日2023年5月25日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)に関する事項

	新株予約権	新株予約権の目的 - となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
区分	の内訳		当連結会計 年 度 期 首	当連結会計年度増加	当連結会計年度 減 少	当連結会計年度末
	第21回新株 予 約 権	普通株式	21, 900	_	2,400	19,500
提出会社	第24回新株 予 約 権	普通株式	_	5, 400	2, 400	3, 000
(親会社)	第25回新株 予 約 権	普通株式	1, 300	_	_	1, 300
	第26回新株 予 約 権	普通株式		458, 900	211, 900	247, 000

(注)上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運転 資金及び設備投資資金の調達を目的として必要に応じ銀行借入や、新株発行等により調達 する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。関係会社短期貸付金については、貸出先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に運転資金及び投資に係る資金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日 (当連結会計年度の決算日) における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	290, 454	290, 454	_
(2) 差入保証金	180, 909	173, 793	△7, 115
(3) 長期借入金 (一年以内返済予定長期借入金を含む)	(1, 191, 212)	(1, 187, 692)	△3, 519

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 現金については注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、関係会社短期貸付金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	426, 845
ゴルフ会員権	27, 000

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 983, 960	_	_	_
受取手形及び売掛金	1, 282, 284	_	_	_
関係会社短期貸付金	100, 000	_	_	_
差入保証金	_	_	_	180, 909
合計	4, 366, 244	_	_	180, 909

(注) 4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	399, 016	339, 844	334, 304	69, 304	14, 304	34, 440

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット 以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

		時価 (千円)				
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	290, 454	_	_	290, 454		

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	_	173, 793	_	173, 793
長期借入金 (一年以内返済予定を含む)	_	1, 187, 692	_	1, 187, 692

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (一年以内返済予定を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	報告セグメント				
	ライフデザイン 事業	ビジネスイノベー ション事業	コネクテッドソリ ューション事業	≣ 	
受託事業	_	2, 382, 321	3, 575, 338	5, 957, 659	
自主事業	2, 210, 162	381, 984	109, 420	2, 701, 567	
顧客との契約から 生じる収益	2, 210, 162	2, 764, 305	3, 684, 758	8, 659, 226	
外部顧客への売上高	2, 210, 162	2, 764, 305	3, 684, 758	8, 659, 226	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度		
	期首残高	期末残高	
顧客との契約から生じた債権	1, 134, 617	1, 282, 284	
契約資産	_	423, 605	
契約負債	100, 228	128, 840	

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する場合に進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えております。

契約負債は、各事業におけるサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。 契約負債は、履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

474円68銭 22円45銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(減損損失)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア仮勘定	本社 (東京都千代田区)	14,699千円
遊休資産	ソフトウェア	本社 (東京都千代田区)	2,669千円

(経緯)

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスについて、ソフトウェアを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループは事業単位を基礎とした管理会計上の区分に従ってグルーピングしており、将来の使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿 価額全額を減額しております。

14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 以外のもの 売却原価は移動平均法により算定)を採用しておりま

す。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下 による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1 日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~18年

器具備品 4年~8年 ② 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) による定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間 (3年以内) における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につい

ては貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込

額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基

づき当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料に おいては、子会社との契約内容に応じた経営指導を提供することが履行義務であり、義務 を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識 しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受注制作ソフトウェアに関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式等の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 408,845千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1)算出方法

非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としており、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しております。

また、超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非 上場株式については、取得時点で見込んだ超過収益力が見込めなくなった場合に減損処 理を実施する方針です。

(2)主要な仮定

超過収益力を加味して1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した非上場株式の評価における主要な仮定は、超過収益力の算定基礎となった投資先の事業計画に含まれる売上高及び利益金額であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先の業績が事業計画を下回る状態が継続する等超過収益力が見込めない状況となった場合、翌事業年度の計算書類において、当社が保有する非上場株式の金額に重要な 影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

130, 198千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,271,905千円

② 短期金銭債務 28,225千円

③ 長期金銭債務 77,189千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 567,664千円

② 仕入高 45,913千円

③ 販売費及び一般管理費 10,398千円

④ 営業取引以外の取引高 6,721千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	210, 105株	450,000株	-株	660, 105株
合計	210, 105株	450,000株	-株	660, 105株

⁽注) 普通株式の自己株式数の増加450,000株は、自己株式立会外取引 (ToSTNeT-3) による ものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	140, 368
減価償却超過額	4, 933
資産除去債務	9, 356
貸倒引当金	11, 371
子会社株式(会社分割に伴う承継会社株式)	219, 394
投資有価証券評価損	139, 048
その他	16, 675
繰延税金資産小計	541, 149
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△99, 552
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△393, 057
評価性引当額小計	△492, 609
繰延税金資産合計	48, 539
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3, 166
その他有価証券評価差額金	△12, 613
繰延税金負債合計	△15, 780
繰延税金資産の純額	32, 759

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。

(2) 子会社等

(4)	丁云江。	.1								
種類	会社等 の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
			100	情報ビ業	所直 100	役の任資援助債被証員兼・金 ・務保	運営費 用収入 の受取	333, 636	売掛金	30, 583
							連結納税	46, 832	未収入金	46, 832
	ネオス条社	東都代区					運転資 金の返 済	500,000	関会短貸金	-
							利息の 受取	1, 260	そのの動産	-
							事務所 敷金の 受取	_	長期 預り 金	74, 648
							開発費 用の支 払	40, 203	買掛金	7, 866
							当期金す務 長入対債 系 証	762, 212	-	_

種類	会社等 の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)																											
		株式 都干	千 85	企輸入業	所直 100	役の任資援助債被証員兼・金・務保	運営費 用収入 の受取	72, 080	売掛金	6, 688																											
							運転資 金の貸 付け	550, 000	関会社期付 金	1,050,000																											
	JENESI S株式 会社						運転資 金の返 済	300,000																													
							運転資 金の貸 付け	_	関会長貸金	120, 000																											
																																	,,,,,,	利息の 受取	5, 410	そ他流資	1, 949
							当期金す務 表 大 対 情 に る 被 証 る に る 被 証 に る に る に る に る に る に る に る た る に る に る	762, 212	-	_																											
子会社	スっち は ゅ式 会社	ゅ 都千	5	情報サ ービス 業	所有 直接 80	役の任資援	運転資 金の貸 付け	100,000	関会短貸金	100, 000																											
			代田				利息の 受取	50	そ他流資	50																											

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案し交渉の上、価格を決定しております。

資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 役員

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	藤岡淳一	(被所有) 直接3.0	代表取締役 副社長	新株予約権の 権利行使	11, 988	_	I

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

366円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円77銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

15. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。